

議案第106号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の160」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和3年12月1日
- (2) 第2条の規定 令和4年4月1日